

ひとり親世帯\* 向け

《入居期間制限 有》

1DK (2人世帯用) / 2DK (3人以上世帯用)



【令和7年度】

ふじみ野市

市営住宅入居補欠者募集

のしおり (申込書付き)

申込受付期間：令和7年9月12日(金)～19日(金)

《注意事項》

- 市営住宅に空きが生じた場合に、入居できる順番を決める募集です。今回の募集による有効期間1年間に空きが出ない場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 応募される方は、このしおりをよくお読みいただいたうえで、申込書に必要事項を記入してください。  
(申込みができるのは、申込資格を満たす方に限ります。)
- 申込書及び必要書類は、本人又は同居しようとする親族の方が持参してください。(郵送による申込みはできません。)
- 抽選で当選された方は、このしおりを入居するまで大切に保管しておいてください。

《問い合わせ先》

担当 ふじみ野市役所

都市政策部 建築課

電話 049-262-9043

## 目 次

1	募集のあらまし .....	1ページ
	(1) ふじみ野市営住宅とは	
	(2) 入居補欠者募集とは	
	(3) 募集・選定区分	
	(4) 申込み方法	
	(5) 入居補欠者の選定及び順位の決定	
	(6) 家賃・共益費・敷金	
	(7) その他	
2	募集する住宅 .....	2ページ
3	申込みから入居までのスケジュール .....	3ページ
4	申込資格 .....	4ページ
5	入居承認有効期間 .....	5ページ
6	補欠登録及び入居資格の喪失 .....	5ページ
7	世帯の収入月額算出方法 .....	6ページ
	(1) 給与所得の計算方法	
	(2) 年金所得の計算方法	
	(3) 事業所得の計算方法	
	(4) 年間総所得金額	
	(5) 控除金額の計算方法	
	(6) 世帯の収入月額	
8	申込みに必要な書類 .....	11ページ
9	個人情報取り扱い .....	11ページ
10	入居申込書の書き方(記入例) .....	12ページ
11	案内図 .....	14ページ
12	主な住宅間取り図 .....	14ページ
13	添付書類(このしおりにはさみ込んである書類です。)	
	(1) 市営住宅入居申込書	

## 1 募集のあらまし

### (1) ふじみ野市営住宅とは

ふじみ野市が都市再生機構の所有する賃貸住宅(霞ヶ丘団地31号棟の一部)を借上げ、住宅に困窮しているふじみ野市内に住所があり、居住している低額所得の世帯に賃貸する住宅です。

この住宅の入居承認期間は、都市再生機構との借上期間に合わせて、霞ヶ丘団地の31号棟については、令和22年(西暦2040)年9月30日までとなります。

### (2) 入居補欠者募集とは

ふじみ野市営住宅には空きが無い場合、住宅の空きが生じた場合に、補欠順位に従い入居することができる補欠登録者を募集するものです。

今回の募集による有効登録期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間です。

有効登録期間内に住宅に空きが生じない場合、又は順番が回ってこない場合は、入居することができません。また、住宅の場所、タイプの選択はできません。

順番が回ってきた住宅への入居を辞退した場合は、登録は無効とさせていただきます。

### (3) 募集・選定区分

1DK(2人世帯用) 入居補欠者3世帯

2DK(3人以上の世帯用) 入居補欠者3世帯

### (4) 申込み方法

申込資格(4ページから)を確認のうえ、申込みに必要な書類(11ページ)を、本人又は同居しようとする親族の方が直接持参してください。申込受付の期間、場所については、3ページをご確認ください。

なお、申込みができるのは、1世帯につき1件です。郵送による申込みはできません。

### (5) 入居補欠者の選定及び順位の決定

入居補欠者の選定及び順位の決定は、公開抽選により行います。抽選結果は、申込み受付された方全員に通知します。

**(6) 家賃・共益費・敷金**

家賃は、世帯の収入や住宅の建設時からの経過年数等に応じて毎年度定めま  
す。

共益費として、家賃のほかに住棟内及び団地内の共同施設等の維持管理や環  
境整備に必要な費用を負担していただくため、家賃と同時に納めていただきます。現  
在の共益費は、月額4,800円です。物価の変動や社会情勢の変化により、都市再  
生機構が共益費の額を改定した場合には、連動して共益費の額を改定します。

家賃及び共益費を納めるため、埼玉りそな銀行上福岡支店の口座からの自動振  
替の手続をしていただきます。(口座がない場合は、口座を開設していただきます。)

敷金として、入居手続き時に家賃の3か月分を納付していただきます。

住宅明渡しの際には、敷金を還付しますが、家賃及び共益費の未納分や入居者  
の負担で修理していただく箇所等がある場合は、未納分の納付や修理の完了後に  
還付します。なお、敷金には利子はありません。

**(7) その他**

- ・ 住宅及び敷地内でイヌ、ネコ等を飼育することはできません。
- ・ 駐車場については、都市再生機構東日本賃貸住宅本部西埼玉住宅管理センタ  
ー(UR)で一括管理をしています。希望される方は、直接URに連絡して手続をして  
ください。(TEL:049-263-2111)
- ・ 市営住宅の入居者も、民間の賃貸住宅と同じように修理義務や原状回復義務が  
ありますので、万一の事態に備え、借家人賠償責任補償や修理費用補償付きの火  
災保険へのご加入をおすすめします。

・ **連帯保証人は不要ですが、緊急時等の連絡先が必要となります。**

**2 募集する住宅**

※現在、入居可能な住宅の空きはありません。

※募集中に住宅の空きが生じた場合など、募集内容を一部変更することがあります。

住宅名・建設年	間取り/平米	家賃(参考令和7年度)	住戸数 (合計9戸)
霞ヶ丘第1住宅 (31号棟) 平成12年完成	1DK(約40㎡)	19,000円~37,300円	5戸
	2DK(約50㎡)	24,100円~47,300円	4戸

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 7階建て。エレベーター有。
- ・ 間取り図は、14ページをご覧ください。
- ・ ( )内の号棟番号は、都市再生機構団地の住棟番号です。

### 3 申込みから入居までのスケジュール

募集のしおり	<p>配布期間 令和7年9月1日(月)～19日(金)</p> <p>配布場所 市役所本庁舎(受付・子育て支援課) 建築課(市役所第2庁舎2階) 大井総合支所及び出張所</p> <p>◎市営住宅に申込みするためには、一定の資格が必要です。 このしおりの4ページ～5ページでご確認ください。</p>
<p>申込受付 ※郵送不可</p>	<p>期 間 令和7年9月12日(金)～19日(金)</p> <p>時 間 午前9時から 午後3時まで (正午から午後1時までを除く)</p> <p>場 所 ふじみ野市役所 第2庁舎 2階 建築課</p> <p>※本人又は同居しようとする親族の方が直接持参してください。 上記期間において、都合がつかない方は事前に、建築課までご相談ください。</p>
抽 選	<p>期 日 令和7年9月30日(火)午前10時00分から</p> <p>場 所 ふじみ野市役所 本庁舎 2階 A201会議室</p> <p>※抽選会への出欠は、<u>当落に影響いたしません。</u></p>
選定結果	抽選会の出欠を問わず申込者すべてに通知します。
↓ 選定(補欠登録)された方	
入居通知	補欠登録された方には、登録期間中に市営住宅に空きが生じた場合、順次入居資格審査の通知をします。
入 居 資格審査	入居資格審査に必要な書類を提出し、合格となりましたら、入居承認を通知します。
入 居	入居承認のあった日の翌日から15日以内に緊急連絡先を選定し、敷金(家賃の3か月分)を納付してください。

## 4 申込資格

申込み時点において次の①～⑦すべての要件を満たしている方に限ります。

- ① ふじみ野市内に住所があり、居住していること。
- ② 申込み時点で、申込者本人がひとり親世帯であり、現に20歳未満（入居可能日の前日時点）の児童を扶養している世帯。  
（※事実上婚姻関係が解消した世帯で申込みの場合、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていることが条件となります（DV被害者を除く。））
- ③ 入居しようとする世帯全員の収入の合計が、次の基準の範囲内にあること。
  - ・月額158,000円以下（一般世帯）
  - ・月額214,000円以下（裁量世帯）

### 裁量世帯とは

次に該当する方が、現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯。

- ア 1級～4級に該当する身体障がい者手帳の交付を受けている方。
- イ 1級又は、2級に該当する精神障がい者手帳の交付を受けている方。
- ウ ④、A、Bに該当する療育手帳の交付を受けている知的障がい者の方。
- エ 恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方。
- オ 原子爆弾被害者の認定を受けている方。
- カ 海外からの引揚者で、本邦引揚後5年を経過していない方。
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所等である方。
- ク 同居者に中学校卒業前の者がいる方。
- ケ 市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合。  
（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。  
原則として次に該当する方は認められません。
  - ア 自己所有（共有持分がある場合を含む）の住宅また宅地を所有している方。
  - イ 都市再生機構賃貸住宅、県営住宅又は住宅供給公社住宅に居住している方。  
※ただし、都市再生機構賃貸住宅の入居者のうち、次のいずれかに該当する方は認められます。
    - (ア)入居後における収入の変動によって、家賃の負担率はその年間収入金額の25%以上となった方。
    - (イ)建替事業計画が発表されている団地に居住していて、家賃の負担率はその年間収入金額の20%以上となった方。
- ⑤ 世帯全員について、市民税その他市税の滞納がないこと。（申込み時についても滞納がないこと。）
- ⑥ 申込み本人を含めた同居世帯の全員が「暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- ⑦ 外国人にあつては、中長期の在留資格があること。

## 5 入居承認有効期間

申込者本人がひとり親世帯であり、20歳未満の子を扶養し、かつ、当該扶養者及び被扶養者のみで構成する世帯(離婚調停中の方を含みます。)で申し込みをされる場合は、入居承認有効期間が、同居する児童が20歳に達する日以後の最初の3月末日又は入居の日から10年が経過する日以後の最初の3月末日のいずれか遅い日までとなります。

※ 申込資格の障がい者世帯に該当する場合(4ページ)であっても有効期間があります。

## 6 補欠登録及び入居資格の喪失

次のような場合は、補欠登録及び入居資格がなくなります。

- (1) 申込内容が虚偽であることが明らかになったとき。(この場合は、入居又は補欠登録後であっても決定が取消しになります。)
- (2) 補欠登録後に申込資格を喪失したとき。
- (3) 入居資格審査により入居資格がないことが判明したとき。
- (4) 入居可能日の通知を受け、決められた日までに入居の手続が行われなかったとき。
- (5) 申込み後の住所及び電話番号の変更の連絡がなかったため、市から連絡(通知等を含む)が取れなくなったとき。
- (6) 入居後に申込資格を喪失したときは、入居承認が取り消され、明け渡しの請求を受けることがあります。

## 7 世帯の収入月額算出方法

申込みをした方及び同居予定の親族全員の年間総所得金額(所得税法上の給与・雑所得等)を対象とします。

合算した世帯の合計総所得金額から控除金額の合計(一般控除及び特別控除)を差し引いた後、12で除し世帯の収入月額を算出します。

$(\text{世帯の合計総所得金額} - \text{控除金額の合計}) \div 12 \rightarrow \text{世帯の収入月額}$
---

※ 所得として計算しないもの

次の収入は0円とし、収入となりません。

- ・ 失業給付金、労災保険の各種給付金、遺族年金、障がい年金、仕送り等の非課税所得
- ・ 生命保険の満期等の一時所得、退職金等の一時所得

### (1) 給与所得の計算方法

給与所得・・・給料、賃金、賞与などの所得です。

(例)会社員、店員、パート等

年間収入金額・・・所得税や社会保険料などを差し引く前の額  
(源泉徴収票の「支払い金額」の欄の額)

年間収入金額  円  
(前年の1月～12月分の収入)



年間収入金額を下表に当てはめ、年間給与所得額を算出する。

年間収入金額	年間給与所得の金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	年間収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

※年間収入金額が1,628,000円以上の場合

年間収入金額が1,628,000円～6,599,999円の方は、年間収入金額を4,000で除して、1円未満を切り捨てた後、4,000を乗じる。

(例)  $2,874,529 \text{円} \div 4,000 = 718.632 \rightarrow 718 \text{円}$

$718 \text{円} \times 4,000 = 2,872,000 \text{円}$

算出後の年間収入金額  円



算出後の年間収入金額を下表に当てはめ、年間総所得金額を計算する。

年間収入金額	年間総所得金額
1,628,000円 ～1,799,999円	年間収入金額×0.6+100,000円
1,800,000円 ～3,599,999円	年間収入金額×0.7-80,000円
3,600,000円 ～6,599,999円	年間収入金額×0.8-440,000円
6,600,000円 ～8,499,999円	年間収入金額×0.9-1,100,000円

年間総所得金額  円……A①

※給与収入のみの方は、年間総所得金額から、10万円を限度額（所得額が10万円未満の場合はその額）に控除します。

## (2) 年金所得の計算方法

年金所得……厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。

(例)老齢年金、退職年金等

年間年金額 (所得税や社会保険料などを差し引く前の額)

年間年金額  円

(前年の1月から12月分)

年間年金額を下表に当てはめ、年間年金所得金額を計算する。

受給者の年齢	年間年金額	年間年金所得金額(円)
65歳未満の方	600,000円以下	0円
	600,001円以上 1,300,000円未満	年間年金額-600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年間年金額×0.75-275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間年金額×0.85-685,000円
65歳以上の方	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年間年金額-1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年間年金額×0.75-275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間年金額×0.85-685,000円

※受給者の年齢区分は、当年の12月31日の年齢によります。

年間総所得金額  円 ……A②

※年金収入に係る雑所得を有する方は、年間総所得金額から、10万円を限度額(所得額が10万円未満の場合はその額)に控除します。

※給与所得及び年金収入に係る雑所得の両方を有する方は、給与・雑所得から、10万円を限度額(所得額が10万円未満の場合はその額)に控除します。

### (3) 事業所得の計算方法

事業所得……農業、小売業、サービス業等から生じる所得です。

(例) 自営業、サービス業、外交員等

年間総所得金額  円 ……A③  
(前年の1月～12月分)

※ 前年分の所得税の確定申告書又は当年度の市・県民税申告書の所得金額(年間収入金額－必要経費)

### (4) 年間総所得金額

上記(1)のA①、(2)のA②、(3)のA③の該当する年間総所得金額を合計してください。

※給与所得及び年金収入に係る雑所得の両方を有する方は、給与・雑所得から、10万円を限度額(所得額が10万円未満の場合はその額)に控除します。

A①+A②+A③=  円 ……A

↓

★世帯の総所得金額

## (5) 控除金額の計算方法

1の「同居・扶養親族控除」はすべての世帯に該当します。

2～6の控除は、世帯に特定扶養親族等、ひとり親、寡婦、特別障がい者、障がい者がいる場合に、1の「同居・扶養親族控除」に加え、該当する控除を計算してください。

	控除の種類	控除を受けられる方	控除金額
1	同居・扶養親族	<p>申込者本人を除く同居しようとする親族及び所得税法上の扶養親族で同居しない方</p> <p>* 出産予定の子は含みません。</p> <p>* 同居しようとする親族は、所得税法上扶養関係がなくても親族控除の対象になりますが、現に同居していない親族や扶養親族でない方と呼んで一緒に申し込むことはできません。</p>	1人につき 380,000円

以下の2～6の控除は1の親族控除とあわせて控除します。

2	特定扶養親族等控除	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき 250,000円
3	ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻又は事実上婚姻状態にない方で、生計を一にする子(所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得額が500万円以下である方	1人につき 350,000円 <u>ただし、所得額が350,000円未満の場合は所得額</u>
4	寡婦控除	<p>上記のひとり親控除には該当せず。事実上婚姻状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。</p> <p>(1)夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の方。</p> <p>(2)夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方。</p>	1人につき 270,000円 <u>ただし、所得額が270,000円未満の場合は所得額</u>
5	特別障がい者控	<p>申込者本人、同居親族又は同居しない扶養親族で次のいずれかに該当する方</p> <p>① 身体障がい者手帳1・2級の方</p> <p>② 精神上的の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方又は児童相談所、障がい者更正相談所等の判定により知的障がい者と判定された方のうち重度(Ⓐ、A)</p> <p>③精神障がい者保健福祉手帳1級の方</p> <p>④精神に障がいのある方で国民年金又は厚生年金の障がい年金証書1級の方</p> <p>⑤戦傷病者手帳特別項症から第3項症の方</p>	1人につき 400,000円

		⑥原爆被爆者のうち、原子爆弾被爆者にたいする援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦その他常に就床を要し、複雑な介護を要する方、精神又は身体に障がいのある65歳以上で福祉保健センター長の認定を受けており、かつ所得税法上の特別障がい者控除を受けている方	
6	障がい者控除	障がい者手帳等を交付されている方で上記の特別障がい者控除に該当しない方	1人につき 270,000円

※ 扶養親族とは、次の4つの要件のすべてに当てはまる方です。

- (1)配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。
- (2)納税者と生計を一にしていること。
- (3)年間の合計所得金額が48万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)
- (4)青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

※ 所得税法における老年者控除が廃止され、所得税における寡婦及び寡夫の定義について改正があり、老年者も寡婦及び寡夫の対象となりました。

※ 9、10ページ表中に記載の控除対象の年齢は、入居可能日の前日時点での年齢で計算します。

★控除合計金額  円 ……B  
1～6までの合計金額

#### (6) 世帯の収入月額

A(世帯の年間総所得金額)  円 - B(控除合計金額)  円 ÷ 12  
= C(世帯の収入月額)  円

上記C(世帯の収入月額)が15万8千円(裁量世帯に該当する場合は21万4千円)を超えている場合は、申込(入居)資格がありません。

## 8 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類は以下のとおりです。

※ 今年度の申込みは、以下の書類のみとなります。

※ 入居補欠者として選定された方で入居資格審査の通知が届いた方は、入居資格審査提出書類を提出していただきます。

### (1) 全員の方に提出していただく書類

#### 市営住宅入居申込書

このしおりに添付されている入居申込書に、記入例に従いご記入の上、提出してください。

※申込み内容が虚偽であることが明らかになったときは失格となります。

## 9 個人情報の取り扱い

ふじみ野市では、住宅政策の一翼を担う公的住宅供給主体として、住宅・まちづくりを通じ、市民生活の安定と社会福祉の推進に寄与するにあたり、市民の個人情報保護の重要性を認識し、次の方針に基づき個人情報の保護に努めます。また、この方針を実行、維持するため、継続的改善に取り組んでまいります。

なお、特定個人情報の取扱いにつきましては、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針について(依命通達)(平成27年10月5日付け通達ふ契第1号)及びふじみ野市特定個人情報等の保護に関する取扱規程について(依命通達)(平成31年1月10日通達ふ情第1号)に定める事項を優先します。

- 1) 当市は、必要な範囲に限定した適切な個人情報の取得、利用及び提供を行います。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い(目的外利用)を行わず、そのための措置を講じます。
- 2) 当市は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
- 3) 当市は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に努めます。
- 4) 当市は、個人情報に関する苦情及び相談に、適切かつ迅速に対応いたします。
- 5) 当市は、個人情報の保護に努め、この方針を実行、維持するため、継続的に改善いたします。

## 10 入居申込書の書き方(記入例)

様式第1号(第3条関係)

市営住宅入居申込書

① 令和7年 〇〇月 〇〇日

ふじみ野市長 宛て

ふじみ野市営住宅に入居したいので、ふじみ野市営住宅条例第8条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

抽 選 番 号	
DK	

申 込 者	フリガナ 氏 名	② フジミノ ハナコ ふじみ野 花子		生年月日	平成〇〇年〇月〇日		
	住 所	〒356-8501 ③ ふじみ野市福岡1-1-1		電話番号	④ 〇〇〇-〇〇〇〇		
勤務先	所在地	⑤ 埼玉県□□□市△△△〇丁目〇-〇〇					
	名 称	〇×事務所		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇		
⑥ 同 居 し よ う と す る 者	続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	⑦ 年齢	⑧ 職業	⑨ 障がい 部分 級	(円) 収入月額 ※申込者記入不要
	本人	② フジミノ ハナコ ふじみ野 花子	H〇〇.〇.〇	〇〇	事務員		
	子	フジミノ タロウ ふじみ野 太郎	H〇〇.〇.〇	〇〇	小学2年生		
	子	フジミノ ジロウ ふじみ野 次郎	H〇〇.〇.〇	〇〇	年長		
間取り 霞ヶ丘第1住宅(31号棟) 1DK(2人世帯)・2DK(3人以上世帯)				特例世帯	高 齢 障 が い	ひとり親	
住宅に困っている事情 ⑩ 家賃が高いため。 建替のため、転居を求められている。				所有している不動産 ⑪ なし			
⑫ 現在居住している住宅							
① 民間賃貸住宅		家賃		⑬ 55,000円			
2 都市再生機構賃貸住宅							
3 親族所有の住宅※親族と同居など申込可		間取り		⑭ 2DK			
4 その他( )							

上記のとおり相違ありません。また、申込内容と事実が相違しているときは、失格とされても異議ありません。入居資格の審査に当たり、世帯全員のふじみ野市税等の納付及び所得状況について、ふじみ野市が関係公簿等を調査することについて同意します。

氏 名 ⑮ ふじみ野 花子

**申込書の記入にあたってのお願い**

次の注意事項を確認の上、記入してください。

- ① 申込日は、実際に申込書を提出する日を記入してください。
- ② フリガナは、カタカナで記入してください。
- ③ 住所は、番地(アパート・マンション名等がある場合には、アパート・マンション名、室番号まで)を略さず記入してください。
- ④ 電話番号は、携帯番号等連絡がつく番号を記入してください。
- ⑤ 勤務先の所在地は、都道府県から記入してください。
- ⑥ 本人を含め、同居しようとする方(親族)を漏れなく記入してください。
- ⑦ 年齢は、申込日現在で記入してください。
- ⑧ 職業は、具体的に(会社員・店員・パート・アルバイト・無職・学生(中学生・高校生等)など)をはっきり記入してください。
- ⑨ 障がい者の欄の部分には、身体、精神等の別を記入し、級については、1級～4級又はA、B等を記入してください。
- ⑩ 住宅に困っている事情を具体的に記入してください。
- ⑪ 所有している不動産があれば「あり」、なければ「なし」と記入してください。「ある」場合は、所有する不動産の状況を確認させていただきます。  
※自己所有の住宅又は宅地を所有する方は、申込できません。
- ⑫ 現在居住している住宅に該当するものに○をしてください。
- ⑬ 現在居住している住宅の家賃(月額)を記入してください。
- ⑭ 現在居住している住宅の間取りを記入してください。
- ⑮ 申込者ご本人が必ずご署名ください。

# 11 案内図

## 〈霞ヶ丘地区〉

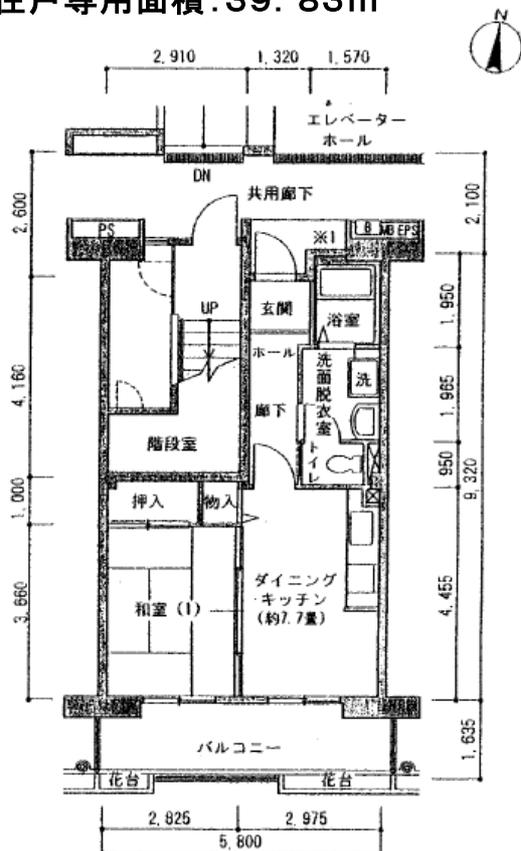


# 12 主な住宅間取り図

【霞ヶ丘団地31号棟】(平成12年度完成)

1DK

住戸専用面積: 39.83㎡



2DK

住戸専用面積: 50.50㎡

